



しがCO2
ネットゼロ
ムーブメント



Mother Lake
Goals

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

令和7年度に向けた

滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

子どもまんなか社会の実現のための 子ども施策についての 提案・要望書



すまいる・あくしょんフェスタ



ひのこ子ども家庭相談
センター開所



子ども県議会

子ども県議会

滋賀県

令和6年5月

令和7年度に向けた子ども施策についての提案・要望

平素は滋賀県政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年度は、4月のこども家庭庁設置やこども基本法施行をはじめ、12月にはこども大綱やこども未来戦略等が決定されるなど、子ども・子育て政策を巡る大きな転換点となりました。「こどもまんなか社会」の実現に向けて、次元の異なる少子化対策の取組を進められていることに心から敬意を表します。

さて、本県では、「変わる滋賀、続く幸せ」を基本理念とした基本構想のもと、将来世代を含めた誰もが新しい豊かさを感じながら自分らしく生きることができる「未来へと幸せが続く滋賀」を県民、企業、団体等の皆様とともにつくろうと取組を進めています。

令和6年度は、誰もが自分らしく、お互い慈しみ、支え合っていけるよう、心と体の健康である「ひとの健康」、人と人との関わり合い、交わり合いである「社会・経済の健康」、土台となる「自然の健康」を保ち、高めていく取組をさらに充実させ、ともにいきる「健康しが2.0」をつくろうと、各種政策を展開してまいります。

特に、未来を見据え、今年度新たに設置した子ども若者部を司令塔とし、最重点で子ども政策に取り組むこととしています。

ひとりの個人、権利の主体としての「子ども」、社会の一員としての「子ども」、未来の希望としての「子ども」の3つの視点を表した「子ども・子ども・子ども」を柱とし、あらゆる政策の真ん中に「子ども」を置き、子どもの声や思いを尊重し、子どもとともに考える子ども政策に取り組んでいます。

こうした中、本県の子ども政策の課題や取組状況を踏まえた政策提案・要望を本書のとおり取りまとめましたので、本県の実情について御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和6年6月

滋賀県知事

三日月大造

**令和7年度に向けた
子どもまんなか社会の実現のための子ども施策についての提案・要望**

提案・要望	1	子どもにやさしい社会づくりのための施策展開・・・・・・・・・・・・・・・・	1
提案・要望	2	「こども誰でも通園制度」の円滑な導入・・・・・・・・・・・・・・・・	3
提案・要望	3	幼児教育・保育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	5
提案・要望	4	放課後児童クラブにおける保育の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・	7
提案・要望	5	子どもの死に関わる取り組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・	9
提案・要望	6	子どもの成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みづくり・	11
提案・要望	7	子ども関連施設の整備に係る財政的支援・・・・・・・・・・・・・・・・	13
提案・要望	8	ヤングケアラー支援における財政措置の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	15
提案・要望	9	社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	17
提案・要望	10	社会的養育の推進に向けた体制の更なる充実・・・・・・・・・・・・・・・・	19
提案・要望	11	非行防止・立ち直り支援活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	21
提案・要望	12	若者の社会参画活動の促進支援・・・・・・・・・・・・・・・・	23
提案・要望	13	学びの機会を保障するための体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	25
提案・要望	14	夢と生きる力を育む教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	27
提案・要望	15	GIGAスクール構想の着実な実施に向けた継続的支援・・・・・・・・・・・・・・・・	29
提案・要望	16	医療的ケア児等に対する支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	31
提案・要望	17	特別支援教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	33
提案・要望	18	全国一律の子どもの医療費助成制度の創設・・・・・・・・・・・・・・・・	35
提案・要望	19	実効性ある子ども施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・	37



子どもにやさしい社会づくりのための施策展開

- 社会全体の構造・意識の改革を進めることにより、子どもの権利を守り、子ども・子育てを社会全体で支える社会の実現を図る。

【提案・要望先】 こども家庭庁

1. 提案・要望内容

- (1) 子どもの意見表明の環境整備のための財政措置
- (2) 社会全体で子どもと子育てを支える施策の一層の推進

2. 提案・要望の理由

(1) 子どもの意見表明の環境整備のための財政的支援

- 子どもの意見表明の促進に当たっては、子どもの年齢や自ら意見を言いにくい子どもにも配慮する必要がある。そのため、社会的養護下にある子どもにとどまらず権利侵害を受けている子どもの意見表明を支援する体制が必要。
- こども基本法やこども大綱を踏まえた地方での取組を幅広く促進する観点から、国の新たな補助制度である「こどもの権利擁護環境整備事業」について社会的擁護に係る子ども以外の子どもからの権利侵害の相談まで対象を拡大するなど、意見表明支援に係る地方の施策への財政措置が必要。

(2) 社会全体で子どもと子育てを支える施策の一層の推進

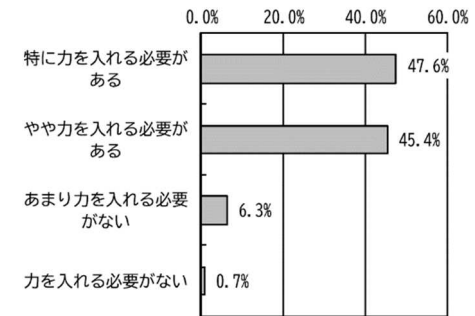
- 「こどもまんなか社会」の実現に向けては、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援するとともに、子どもや子育て中の方々がそのことを実感できるよう、社会全体の構造や意識の改革を進める取組の着実な実施が必要。
- 本県では、民間の事業者等による子どもや子育て世帯の支援を促すための「すまいる・あくしょん」の一環として、県施設において子ども連れでの外出の阻害要因を解消するための取組を行い、令和6年度には民間における設備の設置等に係る補助制度を新設した。
- 国においても、社会全体の機運醸成に向けた啓発活動を含め、引き続き多様な施策を実施されるとともに、民間の設備設置等に係る補助の充実など、地方が行う施策を支援する措置を講じられたい。

(本県の取組状況と課題)

(1) 子どもの意見表明について

- 令和5年度に実施した県民意識調査では、意見を言うことが難しい子どもに対する意見表明の支援について、8割以上が力を入れる必要があると回答し、年代別の「特に力を入れる必要がある」との回答の割合をみると、18歳～20歳代が最も多い。

意見を言うことが難しい子どもに対する支援体制の強化について



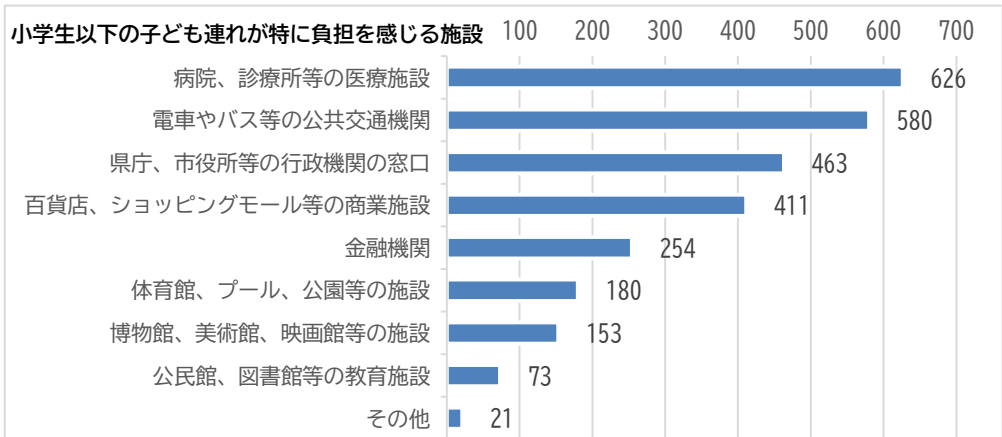
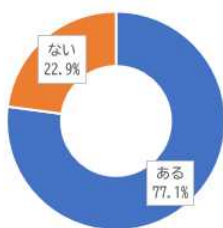
(令和5年滋賀県子育てに関する県民意識調査)

- 本県では、権利侵害等を受けている子どもなどに寄り添い、意見を聴く体制の整備を検討しているところ。子どもが自由に意見を表明できるようにするためには、子どもの権利に関する社会全体の機運醸成に加え、意見形成・表明への個別的な支援が不可欠。

(2) 子ども連れの外出にやさしい社会の実現

- 小学生以下の子どもがいる方の約7割が、子どもとの外出に負担を感じている。子どもが小さいほど負担を感じる方の割合は高く、0～2歳の子どもをもつ方では9割を超えている。
- 小学生以下の子ども連れが外出時に負担を感じる理由として「子どもが長時間待てない」「周囲の迷惑になる心配がある」「トイレの利用・授乳等が不便」等が多く挙げられており、社会全体で子どもを見守る機運の醸成と、子どもの利用を想定した施設整備の両輪での取組が必要。また、特に負担を感じる施設は医療機関、交通機関、行政機関、商業施設の順に多く、これら多様な主体での取組が重要である。

子どもと一緒に外出をする際に、負担を感じることはあるか。



(令和5年8月実施のオンラインアンケートにおける、小学生以下の子どもがいる方1,459名の回答結果)

担当：子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課
企画調整係 TEL 077-528-3565
子ども未来戦略係 TEL 077-528-3573

「こども誰でも通園制度」の円滑な導入

- 創設される「こども誰でも通園制度」を円滑に導入できる制度設計が必要。

【提案・要望先】 こども家庭庁

1. 提案・要望内容

(1) 地域の実情に応じた柔軟な制度設計

- 導入時期や事業内容など地域事情に応じて柔軟に対応できる制度設計
- 制度運営にあたっての自治体や事業者の新たな事務負担への配慮

(2) 一人当たりの利用枠の拡充と制度運営に必要な財政措置

- 財政支援の対象となる一人当たり月 10 時間の利用枠の拡充
- 制度の本格実施に必要な人員等の確保に係る財政措置

2. 提案・要望の理由

(1) 地域の実情に応じた柔軟な制度設計

- 「こども誰でも通園制度」について、人口減少地域における保育施設の新たな機能として、また、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する仕組みとして、「こどもまんなか」社会の実現に向けて期待を寄せるところ。
- 一方で、県内市町からは、制度の導入にあたって、保育士の確保が難しいなかで戸惑いや不安の声とともに、慎重な意見も聞いている。（詳細次頁）
- 定員に空きがある施設が多い地域や、待機児童の解消ができていない地域など、滋賀県内でも地域の就学前児童数の動向や保育ニーズなどの実情が異なる。
- 制度の導入にあたっては、全国一律の制度とせず、それぞれの地域事情に応じて、導入時期や事業内容、支援の時間など柔軟に対応できる制度設計が求められる。
- また、県内市町や施設からは、制度導入・運営に係る事務的な負担増を懸念する声もあり、システム構築の際には現場の意見を反映していただく必要がある。

(2) 一人当たりの利用枠の拡充と制度運営に必要な財政措置

- 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形の支援を強化するためには、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業において設定されている補助基準上限の「一人当たり月 10 時間」では十分な支援につながらないと、昨年度のモデル事業実施園から意見を聞いている。
- 一時預かりとの差別化をより明確にし、「孤立した育児」へも十分な対応を行うためにも、「一人当たり月 10 時間」を超えても利用可能な制度設計が求められる。
- 併せて、制度導入の後押しとなるよう、制度の本格実施に必要な人員確保ができるよう、十分な財政措置が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 地域の実情に応じた柔軟な制度設計

- 滋賀県では、令和5年4月1日時点で待機児童数は169人と前年度から増加し、待機児童が発生していない市町は、19市町中6市町であった。保育ニーズの増加により、待機児童数の今後の動向については危機感をもって注視しているところ。
- この制度は、保護者の育児負担の軽減に向けて期待される事業と考えられ、「こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業」を県内1市2施設で実施予定。
- しかし、「こども誰でも通園制度」の導入にあたっては、県内市町から次のような意見も聞いている。

【モデル事業実施市からの意見】

- ・ 年度途中入所希望者のための入所枠の確保との調整が難しい。
- ・ 受け入れ上限がある中での周知の方法に苦慮している。

【その他市町からの意見】

- ・ 事務負担の増加や一時預かりとの違いを市民にどのように周知し、理解してもらうのか等に課題を感じており、「こども誰でも」というネーミングだけが独り歩きして、世の中に誤解が生じることを懸念している。
- ・ 支援計画などの作成が求められる同制度よりも、一時預かりで受け入れる方が保育士の業務負担が軽いことから、保育現場からは同制度の実施に消極的な意見が殆ど。
- ・ 待機児童対策が急務であるため、解消されるまでは実施できない。
- ・ 園の規模、職員数等、導入できるほどの余裕がない。
- ・ 今以上に保育士確保と保育の質と量の担保が厳しい状況に追い込まれる。
- ・ 現状でも保育士不足であり、一時預かり保育等が実施しにくい状況。

【利用者からの声】

- ・ 自分の時間ができて大変助かっており、子どもにとっても、良い刺激になっている。
- ・ (月10時間の利用になることについて) 何もないよりはありがたいが、週1回6時間程度預けられると利用しやすい。

(2) 一人当たりの利用枠の拡充と制度運営に必要な財政措置

- 滋賀県では保育士の有効求人倍率が2倍以上で推移しており、慢性的に保育士が不足している状況。
- 加えて、新たな業務に対応するために更なる人員配置が必要となることについて保育現場から不安の声を聞いている。
- 保育所等で新たな業務負担が生じる場合は、相応の体制を整えるための人材確保が必要であり、それに伴う財政支援が必要。
- 「一人当たり月10時間」以上のニーズも存在すると聞いており、多くの支援を必要とする利用者にも対応ができるよう、また、一時預かりとの差別化を明確にするためにも、「一人当たり月10時間」を超えても利用可能とできる制度設計および人員確保の後押しとなる十分な財政措置が必要。

担当：子ども若者部子育て支援課 保育係
TEL 077-528-3557

幼児教育・保育の充実

- 保育人材の確保および職場環境のさらなる改善により、保育の質の向上を図る

【提案・要望先】 こども家庭庁

1. 提案・要望内容

(1) 保育士等の職員配置基準の改善と更なる処遇改善の推進

- 保育士等の負担軽減と質の向上を図るための職員配置基準の改善（1歳児の職員配置基準の6対1から5対1を令和7年度当初実現）と安定的な財政措置
- 職員配置の改善に向けた人材確保および職場定着を図るための更なる処遇改善の実施

(2) 国による保育人材確保事業の実施

- 保育の仕事が「若者が憧れる仕事」になるような国としての魅力発信事業の実施

2. 提案・要望の理由

(1) 保育士等の職員配置基準の改善と更なる処遇改善の推進

- 待機児童の解消のほか、こども誰でも通園制度等、すべての子育て家庭を対象に保育が拡大し、保育の重要性が増すなか、より一層保育人材確保が急務。
- 保育士等が仕事に誇りを持って定着できるよう、その専門性や特殊性を勘案し、全産業平均の動向を注視しながら、一層の処遇改善が必要。
- 令和6年度からの実現が叶わなかった1歳児の職員配置基準の改善について、早期の実施が必要。また、最低基準として配置することとなる職員の財政措置については、加算ではなく、基本分単価により所要の経費を安定的に措置することが必要。

(2) 国による保育人材確保事業の実施

- 滋賀県でも保育人材確保の取組を進めているが、有効求人倍率が高水準で推移している状態が続いており、県内の保育士養成施設への入学者も減少傾向にある。
- 業務負担軽減のため、保育補助者の配置やICT導入等にかかる財政支援をしていますが、さらなる人材確保に向けては、保育士が「若者が憧れる仕事」になるような国としての魅力発信事業の実施が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 保育士等の職員配置基準の改善と更なる処遇改善の推進

○ 1・2 歳児の保育士配置が 5:1 となるよう加配に要する経費を民間保育所等に県補助

○ 職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

全産業 35.2 万円 > 保育士 30.3 万円（差額 4.9 万円）

（出典：全世代型社会保障構築会議（第 1 回）公的価格評価検討委員会（第 1 回）合同会議資料 4）

○ 日々、事故防止や安全確保、感染症対策に細心の注意を払いながら勤務を継続

(2) 国による保育人材確保事業の実施

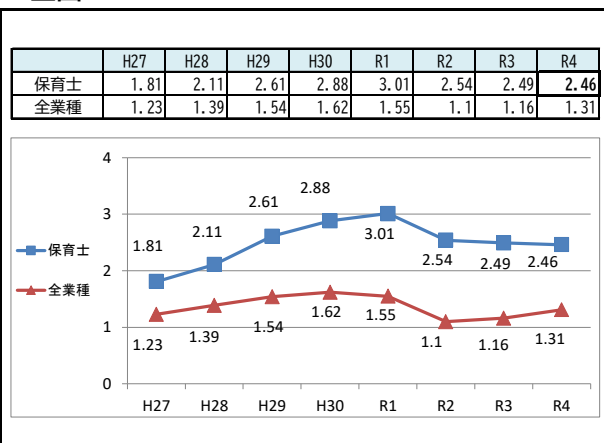
○ 本県でも、高校への保育の仕事出前講座などの保育の仕事の魅力発信事業や、就業継続支援、働きやすい職場環境づくりなど、保育人材確保の取組を進めている。

○ しかし、有効求人倍率が高水準で推移している状態が続いており、県内の保育士養成施設への入学者も減少傾向にある。

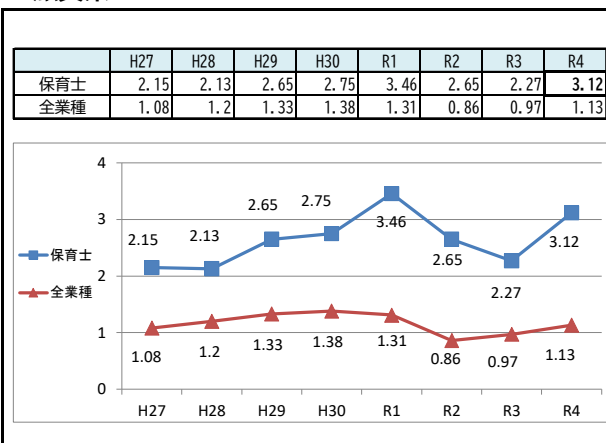
○ 加えて、こども誰でも通園制度の実施に伴う新たな業務も発生し、更なる人員配置が必要となることについて保育現場から不安の声を聞いている。

【保育士の有効求人倍率の状況（年度平均）】

■全国



■滋賀県



年度	入学定員	入学現員	入学率	学生定員	学生現員	現員率
R5	260	184	71%	730	627	86%
R4	260	244	94%	810	747	92%
R3	310	299	96%	890	795	89%
R2	340	331	97%	920	772	84%
H31	340	263	77%	940	734	78%

担当：子ども若者部子育て支援課保育係
TEL 077-528-3557

放課後児童クラブにおける保育の質の向上

- 放課後児童クラブの安定運営や放課後児童支援員等の処遇改善に対する支援、監査の質の向上や子どもを性犯罪から守る仕組みを活用し、保育の質の向上を図る

【提案・要望先】 こども家庭庁

1. 提案・要望内容

(1) 放課後児童クラブの安定運営に向けた支援の充実と放課後児童支援員等の処遇改善の推進

- 放課後児童健全育成事業の運営費における基準単価の増額
- 運営費の年間開所日数の要件見直し、長時間開所加算（長期休暇等分）対象拡充

(2) 放課後児童健全育成事業に対する監査の質の向上

- 放課後児童健全育成事業の質の向上を図るための立入調査の基準の明確化

(3) 放課後児童支援員等の資格管理の厳格化

- 放課後児童クラブの職員を日本版DBSの義務化対象職種に追加

2. 提案・要望の理由

(1) 放課後児童クラブの安定運営に向けた支援の充実と放課後児童支援員等の処遇改善の推進

- 待機児童を解消し、質の高い保育を提供するため、放課後児童支援員等の人材確保につながる処遇改善が必要。そのための運営費の基準単価の増額が必要。
- 年間開所日数 250 日以上の要件により、土曜日を合同保育で実施している場合や、利用状況によって数日満たない場合に交付金が減額となること、処遇改善の対象とならないことについて、現場から切実な声を聞いており実態に即した見直しが必要。
- 開所日数に関わらず、長期休暇期間中に 1 日 8 時間を超えて開所している実情を踏まえ、長時間開所加算の見直しが必要。

(2) 放課後児童健全育成事業に対する監査（立入調査）の質の向上

- 事故防止マニュアルや安全計画の策定状況の確認等、各施設における安全確保の取組状況を継続的に確認し、改善するうえで立入調査が重要。
- 子どもの安全安心を確保し、保育の質を高めるため、市町村が実施する放課後児童健全育成事業の立入検査について、保育所等と同様の全国統一基準を定める必要。

(3) 放課後児童支援員等の資格管理の厳格化

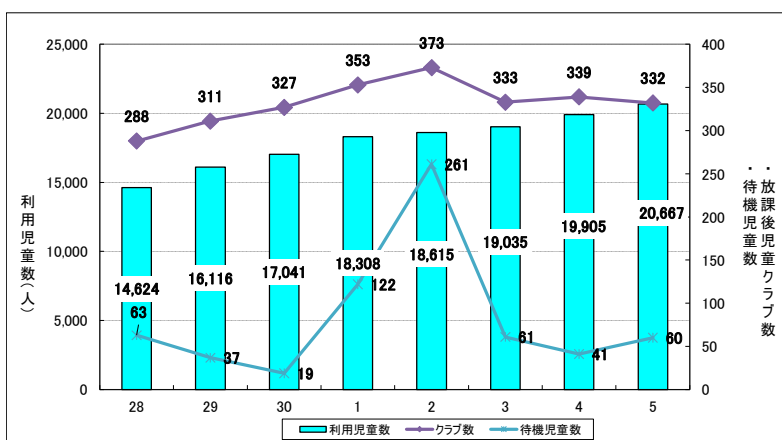
- 放課後児童クラブ児童を性犯罪から守るための仕組みが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 放課後児童クラブの安定運営に向けた支援の充実と放課後児童支援員等の処遇改善の推進

- 放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、受け皿整備を進めているものの、依然として待機児童が発生。
- 県内では、新たな開設場所を確保したものの、支援員の確保ができず児童の受入れができなかった例がある。支援員の安定確保のためには更なる処遇改善が必要。
- また、土曜日に閉所している事業所において、年間250日に満たないまでも240日以上の開所となることや、長期休暇期間中には1日8時間を超えて開所している実情を踏まえ、施設が安定的に運営できるよう支援の充実が必要。

■滋賀県の放課後児童クラブの現状



◇子ども・子育て支援交付金交付要綱

・基準額（放課後児童支援員（常勤職員に限る）を2名以上配置した場合

200～249日 4,522千円

250日以上 6,552千円（差額2,030千円）

・開所日数が要件となっている加算

長期休暇等に係る長時間開所加算

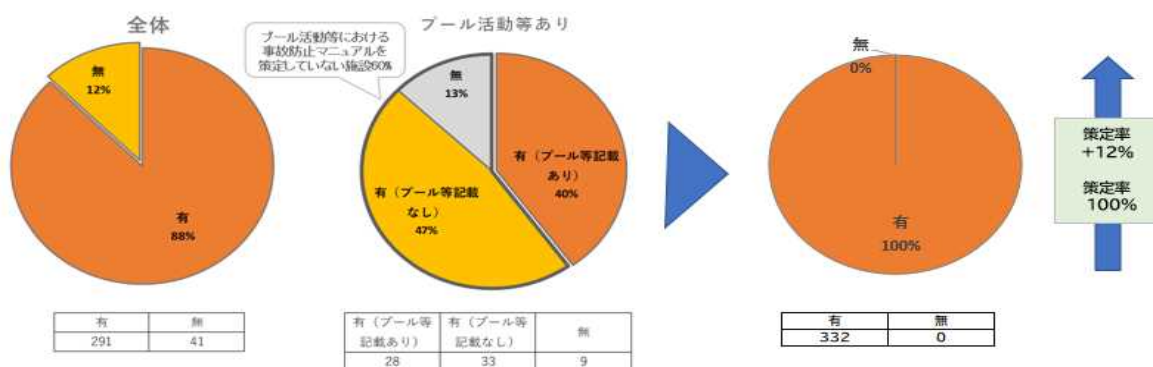
◇開所日数250日未満のクラブ数 25施設

(2) 放課後児童健全育成事業に対する監査の質の向上

○事故防止マニュアルの策定状況

プール活動等実態調査時(令和5年8月)

令和6年3月末時点



- 計画的に立入調査を行い、安全確保に向けた取組の指導を継続する必要。

(3) 放課後児童支援員等の資格管理の厳格化

- 本県において、令和4年度にわいせつ行為を理由として放課後児童支援員認定資格を取り消す事案が発生。

担当：子ども若者部子育て支援課子育て支援係
TEL 077-528-3552

子どもの死に関わる取組の推進

- こどもの死亡検証の取組を通じ、子どもの死を減らす
- 回避できない死であっても、QODの視点からより良い医療と支援体制を構築し、滋賀のすべての子どもとその家族が幸せを感じられる「健康しが」の実現を目指す

【提案・要望先】 こども家庭庁、消費者庁、個人情報保護委員会

1. 提案・要望内容

(1) こどもの死亡検証（以下「CDR」という。）の促進

- 消費者庁、こども家庭庁自殺対策室、虐待防止対策課、母子保健課等が実施する死亡に関する検証と都道府県が実施する死亡検証を集約化し、一元的に共有する仕組みについて検討すること
- 予防できる子どもの死を減らすための検証において、個人情報保護法を踏まえた活用できる情報について整理し、明示すること

(2) 子どもの死に関わる取組の促進

- 検証結果に基づいた予防については、幅広い取組が求められることから、子どもの死に関わる支援として交付金制度の仕組みを創設すること
- 予防の観点だけではなく、QODの視点から回避できない死についても検証を行い、必要な支援を行うこと

2. 提案・要望の理由

(1) こどもの死亡検証（以下「CDR」という。）の促進

- 個々の都道府県だけではできない全国的な傾向を把握し、国の施策に反映させるため、症例や各検証を集約できる体制が必要。
- CDRの実施においてより効果的な予防策を検討するために、個人情報保護法の範囲内で活用できる情報を明確にすることが必要。

(2) 子どもの死に関わる取組の促進

- 子どもの死を減らすために、検証結果から導き出されるEBPMの視点も踏まえた予防に向けた取組を推進できる交付金制度の創設が必要。
- 滋賀県の子どもが死亡する理由の約7割が疾病等の内因死であることから、外因死の予防だけではなく、死が不可避な子どもたちの支援についても検討が必要。

(本県の取組状況と課題)

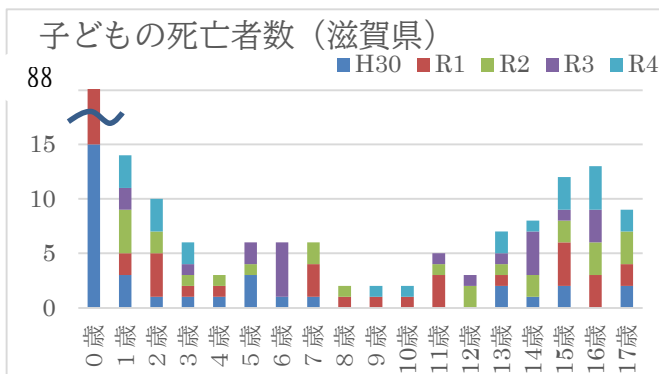
(1) こどもの死亡検証（以下「CDR」という。）の促進

子どもが死亡したあとに、多職種の機関や専門家（医療、警察、行政、福祉関係等）が、①子どもの死に至る情報を収集 ②予防可能な要因について検証 ③効果的な予防対策を提言 することで、将来の子どもの死亡を減らすことを目的に、滋賀県では令和2年度より国のモデル事業として実施している。

●CDR体制整備モデル事業実績

	死亡把握数	検証実施数
令和2年度	131	131
令和3年度	42	16
令和4年度	40	19
令和5年度	43	22

※令和2年度は平成30年～令和2年の3年間の検証を行った。



(2) 子どもの死に関わる取組の促進

●CDRによる検証結果から導き出された提言（一部抜粋）

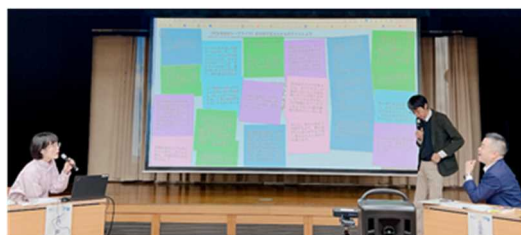
- ・医療機関だけでなく、教育・福祉機関なども含めた幅広い情報収集・検討が必要。
⇒部局の枠を超えた庁内連携会議を実施し、提言への対応について確認するとともに推進に向けた更なる取組について検討を実施。
- ・添い乳での死亡例が散見されるため、安全確保に向けた対応策の検討が必要。
⇒妊婦健診の補助券をまとめた冊子に乳幼児の事故に係る記載を充実。
- ・子どもの自殺者が増加している背景を鑑み、より充実した自殺予防対策が必要。
⇒若者のコミュニケーション手段として広く普及しているSNSによる相談を実施。
- ・子どもを亡くした家族に対して、その背景を鑑み、継続的なグリーフケアが必要。
⇒子どもをがんで亡くしたご家族等の遺族相談・家族の集い等を実施。

●提言に基づく今後の課題

- ①検証結果に基づいた取組を推進するにあたり、様々な観点から対応できる予算的措置が必要。
- ②単独の都道府県だけでは対応できない製造販売者への働きかけ等、省庁間の更なる連携が必要。

【参考】滋賀県での取組（死生懇話会での議論）

本県では、誰もが避けられない「死」について、行政としても真正面から考え、オープンな場でみんなが気軽に語れる場として、令和2年度に有識者による「死生懇話会」を設置し、様々な議論を重ねています。



担当：健康医療福祉部医療政策課医療整備係
TEL：077-528-3625

子どもの成長過程を通じて 子育てしながら 誰もが活躍できる仕組みづくり



- ▶ 生まれる前からの切れ目のない子育て支援により、安心して出産や子育てができる社会を構築するとともに、子育てをしながらも誰もが自分らしく活躍できる社会を実現する。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築

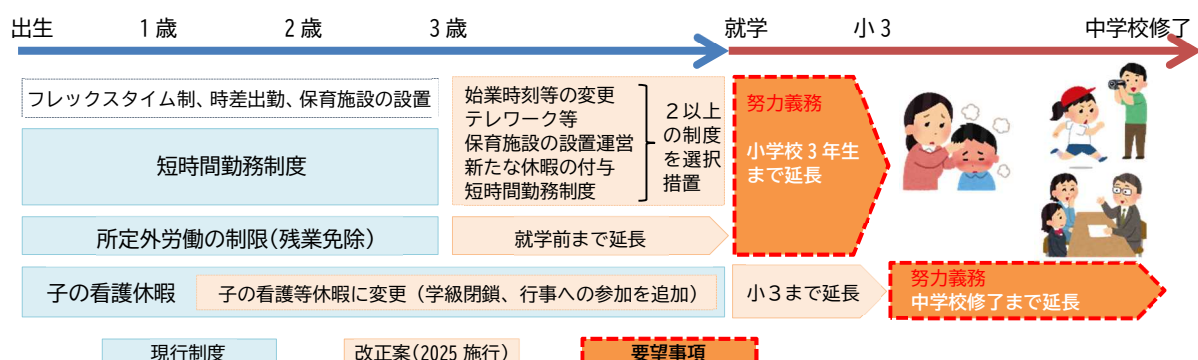
- 育児・介護休業法の子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置について、努力義務として対象年齢を拡大するなど、子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に応じたキャリア形成と子育ての両立を可能とする仕組みを構築すること

(2) 働き方改革推進支援センターの機能強化

- 誰もが働きやすい職場環境づくりの円滑な促進に向け、地域の中小企業を対象とした働き方改革推進支援センター事業について、支援体制、および子育てをはじめとする両立支援対策を強化の上、令和7年度以降も事業を継続すること

2. 提案・要望の理由

- (1) 共働きであっても一方に偏ることなく、また、働きながら成長過程を通じて「子育て」に関わっていくためには、子の年齢に左右されず、個別の事情に応じて柔軟な働き方ができる制度が導入されることが望ましい。



- (2) 物価高騰等の影響が深刻で厳しい経営状態の中小企業において、柔軟な働き方を実現するためには、子育てをはじめとする両立支援の総合窓口としての機能を充実し、より一層中小企業に寄り添った継続的な支援が必要である。

(本県の取組状況と課題)

- 事業主や従業員双方がこれまでからの子育ての考え方を見直し、誰もが自分らしく活躍し、多様で柔軟な働き方ができる環境の実現に向け、国の制度改正や支援制度を周知するとともに、機運醸成につながる取組を進めている。なお、本県では、小学校3年生までの子育て支援時間や中学校就学までの看護休暇を設けている。
- また、滋賀県社会保険労務士会が行う中小企業を対象とした働き方改革サポート診断事業や職場環境改善のための就業規則見直しを支援するなど、中小企業の働き方改革の推進に向け、企業に寄り添った施策を展開している。

【課題】

(1) 柔軟な働き方を実現するための措置の対象年齢

- 育児・介護休業法改正法案においては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として対象制度の拡充や対象年齢の拡大がなされたが、現実的には、就学後の所定外労働の困難性や、小学校4年生以上であっても子どもの看護や学校行事への参加が必要となるなど、十分な対応が可能とは言えない。

(2) 中小企業の働き方改革

- 働き方改革関連法の施行に伴い、労働時間法制の見直しや公正な待遇の確保が進められたが、両立支援の確保等、個別の事情に応じた多様な働き方ができる職場環境づくりは、人材面、資金面で課題の多い中小企業においては道半ばである。

育児のための支援制度

	企業規模	育児のための 短時間勤務 制度	所定外 労働の免除	育児のための フレックス タイム制	始業・終業 時刻の 繰上げ、 繰下げ	在宅勤務	事業所内 託児施設
就業規則 等で定め ている	300人未満	70.4%	56.7%	13.2%	32.2%	5.0%	3.2%
	300人以上	91.3%	77.5%	17.4%	49.3%	14.5%	3.6%
今後取り 組みたい 取組	300人未満	13.2%	16.9%	27.4%	23.5%	13.7%	5.0%
	300人以上	2.9%	5.1%	15.2%	8.7%	11.6%	5.1%

(n=517) 出典：R5 労働条件実態調査（滋賀県）

- 県内中小企業の働き方改革支援の窓口として国が設置している滋賀県働き方改革推進支援センターは、受託業者の交代等により県内商工経済団体との関係構築に時間を要すなど円滑な運営に苦慮されている。

担当：商工観光労働部 労働雇用政策課 労政福祉係
TEL 077-528-3750



子ども関連施設の整備に係る財政措置

- 子ども関連施設の施設整備や環境改善により、教育・保育の質の向上や障害のある子どもの支援の充実を図る

【提案・要望先】 こども家庭庁、厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 就学前教育・保育施設の施設整備にかかる財政措置

- 令和6年度中の早期の補正予算対応により就学前教育・保育施設整備交付金の予算枠を確保すること
- 令和7年度予算についても同交付金の予算枠を確保すること

(2) 多機能型事業所の施設整備に関する運用改善

- 障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業との多機能型事業所の施設整備について、国庫補助を一体的に実施できるよう見直すこと
- 障害児通所支援事業の施設整備にかかる予算枠を確保し、障害福祉サービス事業の施設整備と国庫協議や国庫内示の時期を連携・調整して実施すること

2. 提案・要望の理由

(1) 就学前教育・保育施設の施設整備にかかる財政措置

- 令和6年度第1回協議結果において、不採択の施設や第2回協議の中止の連絡があり、全国の市町村において保育所等の施設整備に支障を来している状況。
- 令和6年4月4日付け事務連絡でこども家庭庁が実施された所要額調査を踏まえ、適切に予算枠を確保されることが必要。

(2) 多機能型事業所の施設整備に関する運用改善

- 以前は厚生労働省の社会福祉施設等施設整備費補助金で一体的に実施できていた多機能型事業所の施設整備については、令和5年度から障害児通所支援事業がこども家庭庁の次世代育成支援対策施設整備交付金に移管され、それぞれの制度において補助申請を行う必要があること、申請時期も異なることから、一体的な施設整備に支障を来している状況。

(本県の取組状況と課題)

(1) 就学前教育・保育施設の施設整備にかかる財政措置

- 本県市町においても、第1回協議での不採択や第2回協議の中止連絡により、今後協議予定の市町において計画見直しや事業延期の検討等の影響が生じたところ。
- 5月17日付け事務連絡で第2回協議を受け付けていただけるが、協議額どおりの内示がなされないことや防犯・安全対策は協議対象とはならないことに不安の声が広がっている。

【本県の協議・内示状況 (R6)】

第1次協議 (内示) 7市8施設 1, 0 6 5 百万円

第2次以降協議予定(※) 7市14施設 5 1 2 百万円

(※) 第1次協議不採択の1市2施設分を含む。

(2) 多機能型事業所の施設整備に関する運用改善

- 生活介護と放課後等デイサービスを一体的に行う事業所の施設整備については、県からは、厚生労働省とこども家庭庁のそれぞれに補助申請する必要がある。
- 多機能事業所の整備については、障害児が18歳となっても同じ事業所を継続して利用することができ、また、不足する特別支援学校卒業生の受け入れ先としても必要な事業であることから、令和6年度の国庫補助事業として実施予定。

● 国庫協議の時期

事業	障害児通所支援事業	障害福祉サービス事業
所管省庁	こども家庭庁	厚生労働省
国庫協議	【全5回の1回目】 R6.1.22 案内 (2/5㍻切)	—
→内示	R6.4/1	—
国庫協議	【全5回の2回目】 R6.3/25 案内 (4/4㍻切) ※国土強靱化枠のみに変更	【1回のみ】 R6.3/29 案内 (4/8㍻切)
→内示予定	R6.6月上旬	R6.6月下旬

担当：①子ども若者部子育て支援課保育係
②健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係
TEL：①077-528-3557、②077-528-3544

ヤングケアラー支援における財政措置の充実

- ヤングケアラーが家族の世話や介護の責任を有していない子どもたちと同じようにライフチャンスを持ち、健やかな成長・発達が図られる社会を実現する。

【提案・要望先】 こども家庭庁

1. 提案・要望内容

ヤングケアラー支援における財政措置の充実

- ヤングケアラー支援において、年齢で切らないサポート体制の充実が重要であり、その支援体制づくりの基礎となる子ども・若者支援地域協議会（子若協）の設置が促進されるよう、その設置・運営に係る財政措置を充実すること

2. 提案・要望の理由

- 国では、子ども・若者育成支援推進法（子若法）において、地方公共団体等が各種支援に努める対象としてヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、要保護児童対策地域協議会（要対協）と子若協の連携推進を規定（予定）。
- ヤングケアラーは、成人になっても家族の世話や介護が継続することで、進学や就職を諦めざるを得ない場合が少なくないため、年齢で切らないサポート体制の充実が必要。
- 各自治体においては、ヤングケアラーの早期発見・支援の取組を進めるため、ヤングケアラー支援体制強化事業等の国庫補助事業を活用。本県でも適切な支援に繋ぐためのコーディネーターの配置、ピアサポート等相談などの事業を実施。
- 個々の支援については、関係機関の連携が必要なため、多くは要対協を活用し、支援体制を構築。要対協での支援対象は18歳までとされていることから、その後の支援の引継先が必要だが、その受け皿となるべき子若協の設置は進んでおらず、年齢で切らないサポート体制が必要なヤングケアラー支援において課題。
（令和5年1月1日現在：全国の設置率5%台）
- ヤングケアラーの個々の状況に応じて一定の年齢まで適切な支援が継続できるよう、子若協の設置の促進、運営のための必要な財政措置を講じること。



社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進

- 社会的養護のもとで暮らす小学生の学習塾や文化、スポーツ等の学校外での学習・体験活動への参加を支援することにより、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を図る。

【提案・要望先】 こども家庭庁

1. 提案・要望内容

小学生への学習等支援の拡充

- 小学生の学習塾および文化・スポーツ等の学校外での学習・体験活動への措置費の更なる拡充

2. 提案・要望の理由

- 社会的養護のもとで暮らす子どもたちは、虐待や貧困などの家庭環境により、コミュニケーション力が乏しかったり、基本的な学習能力・習慣を身に付けていないことが多く、こうした学習の遅れなどが施設等退所後の対人関係や社会的自立を困難にする一因となっている。
- また、施設職員は、食事や入浴などの日常の世話から、保護者対応、学校行事への参加や進学・就職相談など業務が多岐にわたり、基礎学力、基礎体力向上等に向けた学習・スポーツ・音楽など専門的な対応が困難となっている。
- 一方、民間の調査では、一般世帯の小学生の約7割は学習塾のほか水泳や音楽など文化・スポーツ等の活動に通っており、「児童養護施設運営指針」でもこうした活動等について、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認めるよう示されているものの、措置費など財政的な支援が整っていない状況であった。
- このような中、令和6年度から国において新たに小学生から高校生までの教育費等を増額し、学用品以外にもスマホ代や習い事にも充てられるよう制度改正が図られたが、小学生においては、学習塾等利用に特化した措置費がないことから、中高生と同様の対応が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県の小学生への学習等支援の取組

- 令和5年度より小学生（高学年）における塾代、文化・スポーツ等に関する学習等支援事業を創設し、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を支援。

【事業名】社会的養護のもとで暮らす子どもたちの学ぶ力サポート事業

支援額：1人あたり 5千円/月〔R6予算額 1,740千円〕

対象：社会的養護のもとで暮らす小学生（4～6年生）

利用実績：27名（学習塾：4名、文化・スポーツ等：23名（R5年度））

事業アンケート結果（R6.2.26実施。児童養護施設等7施設が回答）

・子どもたちの自己肯定感の向上や学習の取り戻しなどに、本事業は効果的であると考えますか・・・4.5

・塾に行った子どもの勉強に対する理解度は向上しましたか・・・4.7

・子どもたちは自分に自信が持てるようになりましたか・・・4.9

（いずれも5段階評価による回答の平均値）

【自由記述】

・習い事が気兼ねなくできることは子どもの自信、余暇活動として確実につながっています。

・水泳を継続して習うことで、学校でも授業で自信を持って取り組んでいる様子がみられる。継続する力をつけることができました。

・今までは、おこづかいやホーム費から出していたので、助かります。

(2) 課題

- 県単独事業の令和5年度実績において、塾にかかる費用は月平均14,000円となっており、国における5,000円の単価増では学習ニーズを満たせない。
- また、今回増額された単価は学用品やスマホ代にも使用されることから、更なる単価増のみならず、学習塾等利用に特化した措置費が必要。

中高生と同様の対応が必要

	学用品費	学習塾費	部活動費（高校生は学用品費等を含んだ単価）
小学生	2,210円（R5） →7,210円（R6）	なし	なし
中学生	4,380円（R5） →9,380円（R6）	実費相当額	実費相当額
高校生		上限20,000 ～25,000円	上限23,330円（公立）/34,540円（私立）（R5） →28,330円（公立）/39,540円（私立）（R6）

担当：子ども若者部 子ども家庭支援課 虐待・非行防止対策係
TEL 077-528-3551



社会的養育の推進に向けた体制の更なる充実

- 家庭養育優先原則・パーマネンシー保障を理念として各施策を推進し、全ての子ども最善の利益を実現する。

【提案・要望先】 こども家庭庁

1. 提案・要望内容

児童家庭支援センターにかかる財政措置の充実

- 児童家庭支援センターの設置を進めるための補助基準額の見直しや補助率の嵩上げ

2. 提案・要望の理由

- 児童家庭支援センターは、市町や地域の児童福祉に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、多様な関係機関の連絡調整等を総合的に行う施設。
- 次期社会的養育推進計画見直しに向けた国の策定要領においては、まず市区町村において、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力が求められており、市区町村のこうした取組を支えるため、都道府県には同センターの機能強化・設置促進に向けた支援・取組が求められている。
- 県が独自に行った市町へのニーズ調査では、19ある全市町が同センターを活用している、もしくは活用したいと回答しており、同センターが行うレスパイトによる保護者の養育負担の軽減等の支援ニーズは特に高く、県としても設置等に向けた取組が重要と認識。
- 同センターの設置促進に向けて、地域の実情や支援体制、支援実績に応じた職員配置が可能となるよう、国の補助基準額の見直しや補助率の嵩上げが必要。

(本県の取組状況と課題)

児童家庭支援センターにかかる財政措置の充実

現状：本県では児童養護施設に付置する児童家庭支援センター（以下「センター」という）が2か所で設置されているが、現行の補助基準額では、十分な人員を配置できないため、市町への専門的な助言・援助の実施や、緊急のアウトリーチ等の支援が困難。

(取組実績)

施設名（所在地）	設置主体	業務内容	実績（令和4年度）
こばと子ども家庭サポートセンター（大津市）	社福）小鳩会	●地域・家庭からの相談対応 ●関係機関との連絡・調整	電話相談 683 件、来所相談 195 件、訪問相談 329 件、要保護児童対策地域協議会等への出席 25 件
には（守山市）	社福）ひかり会守山学園		－ ※令和6年度設置のため実績なし

(市町の意見) ※「児童家庭支援センターニーズ調査」（滋賀県子ども・青少年局が令和5年度に実施）より

- ・センターを活用している市町は全 19 市町中 5 市町
- ・活用実績がない場合の理由は「近くにセンターがないこと」が最多で 8 市町
- ・近くにセンターが設置された場合、活用したい市町は 14 市町
- ・センターに求める役割は、家庭支援（レスパイトによる保護者の養育負担の軽減、家庭訪問による見守り支援等）が最多で 10 市町

課題：センター設置にかかる施設整備は国の交付金や民間の助成があるが、運営費については定額の事業費補助のみである。そのため市町や地域のニーズに応じた体制の充実を図ると、設置主体（法人等）の自己負担が発生し、十分な運営ができないだけでなく県内での設置が進まない。

施設名（所在地）	基準配置数	補助予算額（R4）	補助対象経費別実支出額（R4）
こばと子ども家庭サポートセンター（大津市）	3 人 ・相談員 2 人 ・心理職 1 人 （非常勤可）	14,572,000 円 〔補助基準額 + 相談実績に応じた加算額〕	●人件費（3 人分）：15,687,761 円 ●事務費：4,109,435 円 計：19,797,196 円 ※約 520 万円が施設負担
児童家庭支援センターには（守山市）			※令和6年度設置のため実績なし

担当：子ども若者部 子ども家庭支援課 虐待・非行防止対策係
TEL 077-528-3551



自分も周りの人も大切に



頼れる人や場所を見つけよう



すべての人に健康と福祉を



質の高い教育をみんなに



働きがいも経済成長も

非行防止・立ち直り支援活動の推進

- 非行少年等の抱える課題を探り、個別プログラムによる立ち直りを支援する
- 全国に先駆けて実践・継続した滋賀システム「あすくる」を全国へ

【提案・要望先】こども家庭庁、警察庁

1. 提案・要望内容

制度の狭間にある非行少年等の立ち直り支援活動の充実

- 更生保護や社会的養護等の制度の狭間にある少年への立ち直り支援を行う活動に対する補助事業の創設

2. 提案・要望の理由

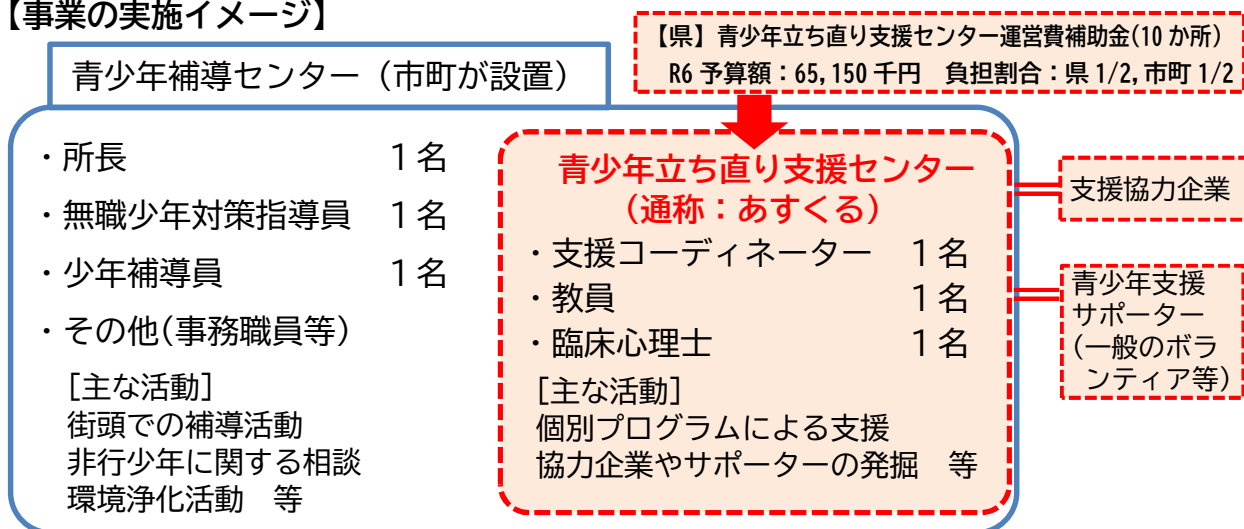
制度の狭間にある非行少年等の立ち直り支援活動の充実

- 非行少年であっても、更生保護制度上の保護観察が付かない者、社会的養護における要保護対象とならない者などは、各種制度における支援の対象から外れる。
- このような少年は、必要な支援が行き届かない「各種制度の狭間」におかれ、非行要因を改善しにくい環境下にあるため、その立ち直りのためには、切れ目のない継続的な支援が必要。
- 各種制度の狭間をなくし、適切な立ち直り支援に繋げるためには、各市町が設置する「青少年補導センター」を拠点として、各専門機関が連携し、困難な状況にある青少年の早期発見と個別の青少年に応じたきめ細かな支援が必要。
- 現在、非行少年等の立ち直り支援に関する国の制度がなく、各自治体においては独自に立ち直り支援や広報啓発、補導活動などに取り組まれている状況であることから、全国一律の仕組みの構築が必要。

(本県の取組状況と課題)

- 本県では、市町が設置する青少年補導センターに、立ち直り支援機能を付加したセンターを「青少年立ち直り支援センター(通称：あすくる)」と称し、これに取り組む市町に対して平成16年度より財政支援等を行っている。

【事業の実施イメージ】



<事業の成果> ※支援対象者数：前年度からの継続支援者＋当該年度の新規支援者（支援中止となった者を含む。）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
支援対象者数	130 人	144 人	136 人	126 人	147 人
支援完了	41 人	30 人	45 人	32 人	21 人
継続支援	77 人	96 人	85 人	84 人	115 人

※支援完了
支援開始当初に立てた目標
(就労、就学など)を達成した者

<利用者等の声>

少年の声 (センター便りから)	・ 家族以外とつながりを持つことができ、自分は一人じゃないと思うことができ、先に向かう自信をつけることができた。 ・ 生活習慣が良くなり、夜遊びは前より少なくなった。
保護者の声 (手紙より)	・ あすくるの存在はとても大きく、益々必要とされることでしょう。
職員の声 (巡回訪問時の聞き取りから)	・ 教員がいることで、学習支援や進路相談の充実が図れる。 ・ 相談支援の専従職員がいることで、街頭補導などの非行防止活動もマンパワーが充てられる。 ・ 支援プログラムで繋がった地元企業等への就労が期待できる。

【課題】

- 非行少年の立ち直りに関する支援は市町等が独自に実施されているが、財政的な制約がある中、きめ細かな支援が行き届かない状況。
- また、近年の刑法犯少年の増加を踏まえ、各種制度の狭間にある少年の立ち直り支援の充実が必要。

担当：子ども若者部 子ども家庭支援課 虐待・非行防止対策係
TEL：077-528-3551

若者の社会参画活動の促進支援

- 若者が地域課題の解決に向けて主体的に行う社会参画活動を支援

【提案・要望先】 こども家庭庁、文部科学省

1. 提案・要望内容

社会課題の解決に向けた主体的な地域活動の支援

- 若者の主体的な地域活動を後押しするための財政的支援

2. 提案・要望の理由

- 本県では、地域での青少年活動などにおいて、多くの熱心な若者が育ち、地域のリーダーとしての活躍につながってきているものの、財政的課題等により、近年、若者のニーズに反して地域課題の解決に向けた諸活動の減少が課題となっている。
- また、本県では、本年度より「子ども若者部」を新部として設置し、子どもから若者、子育て世代まで切れ目ない支援を一層進めており、特に社会活動を行う若者への支援を強化する方針。
- 国においても「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策が強力に推進されているが、若者に対する施策が少なく、ライフステージを通じた切れ目のない施策を講ずる観点から、いわゆる若者世代に対する支援の施策を拡充し、国と地方が連携した取組を進めることが必要。
- 一部の地域においては若者たちが地域課題に対して自らが考え、地域活動を通じて解決を図り、あるいは他の若者団体等と共催し活動を盛り上げるなどの活動が行われているが、同じ志を持つもののつながりが少なく、行動の足掛かりが分らないことが課題。そのため、本県では、若者たちの交流の場を提供し、若者たちが行う活動の環境整備を促進。
- 若者の健やかな成長、社会性や自己肯定感の形成に必要な機会を充実させるため、若者たちが主体的に取り組む地域活動や社会参画活動を財政支援するとともに、これらの活動の拡大に向けた全国的な機運を醸成するためには、国の支援が必要。

（本県の取組状況）

本県においては、琵琶湖をはじめとする自然環境や文化などを活用し、特に義務教育までの体験活動について様々な取組を行っているが、若者同士のつながりが少ないことや財政的な課題により、若者世代の主体的な地域活動や社会参画活動が減少しており、これに対する施策の在り方は十分でない。引き続き効果的な支援について検討したいと考えているところ。

若者ネットワークキャンプ事業

○目的

県内の若者を対象とし、リーダーシップと社会参加のスキルを向上させるとともに、若者同士がつながりネットワークを構築し、新たな取組にチャレンジする環境を整える。

○内容

- ・若者の意見交換会「しが若者ミーティング」の開催
- ・若者の同世代のつながりを創出するため「ネットワークキャンプ」を開催し、リーダーシップ、コミュニケーション、問題解決スキルを学ぶ。
- ・キャンプ参加者により「若者リーダーシップ実行委員会」を立ち上げ、地域の子ども達を対象としたイベントを企画する。

○対象

県内高校生、大学生、勤労青年等（20名程度）



地域における主体的な地域活動や社会課題の解決に向けた活動例

○ 日野町連合青年会の活動

地域課題の解決に向け、主体的に地域の活動を行うとともに、町外の青年団と交流し青少年活動を盛り上げるなど、精力的に活動されている。

サンタが日野にやってきた
（主催）



町民駅伝大会（主催）



若者団地との共催事業



全国まちづくりサミットに参加



担当：子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課 総務・青少年係
TEL：077-528-3561



学びの機会を保障するための体制の充実

- すべての子どもたちの学びの機会を保障し、子どもを真ん中においた社会づくりを進める。

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

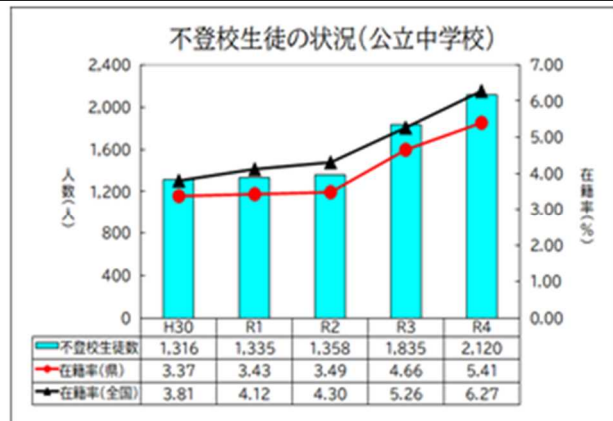
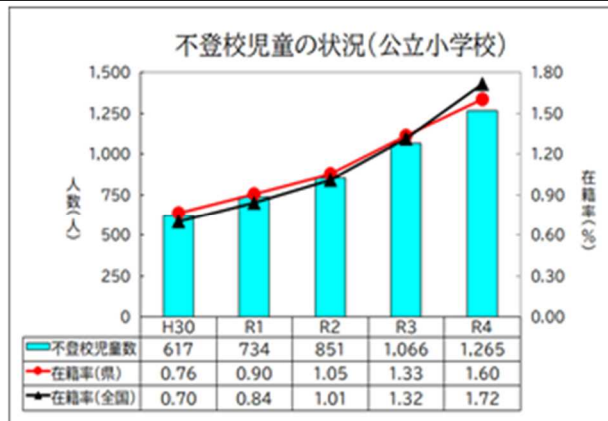
- (1) スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）による支援体制の充実と人材の確保
- (2) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた支援
 - 校内教育支援センターの充実に向けた加配教員、学習指導員の配置
 - 教育支援センター体制の充実（地域の総合的拠点機能形成）
- (3) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実
 - 外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の充実
 - 日本語指導を担当する教員の加配拡充
- (4) 不登校児童生徒への支援を行う民間施設等に関する支援の考え方の整理

2. 提案・要望の理由

滋賀県では「しがの学びと居場所の保障プラン」を策定し、学びの機会を保障するための施策を全庁あげて取り組んでいるところ。この施策を進めるため、国の支援も必要なことから要望する。

- (1) スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）による支援体制の充実と人材の確保
 - 増加している困難な環境にある子どもたちへの支援のため、ＳＣ、ＳＳＷの役割はますます重要であることから、更なる配置の拡充が必要。
- (2) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた支援
 - 校内教育支援センターで学ぶ児童生徒は年々増加傾向にあり、個々の児童生徒への対応を行う専任加配教員、学習指導員の配置が必要。
 - 教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、きめ細かな支援が行き届くように家庭訪問や多様な場を活用した相談を行い、学習支援等を行う支援員、保護者や教職員への助言を行う人材を配置する広域的な支援体制の整備拡充が必要。
- (3) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実
 - 日本語指導が必要な外国人児童生徒等が増加しているとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられ、使用言語の多様化も進んでいる。そのため、受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の充実に向け、加配や支援の拡充が必要。
- (4) 不登校児童生徒への支援を行う民間施設等に関する支援の考え方の整理
 - 不登校の状態にある子どもが社会的自立に向けて踏み出すための環境を整えるには民間施設との連携も重要であるが、民間施設に対する公金の支出については、憲法第８９条が規定する「公の支配」について、国の見解と一致させながら進めていきたいと考えている。民間施設等への公金の支出が可能となるよう、支援の考え方の整理が必要。

(本県の取組状況と課題)



(1) SCやSSWによる支援体制の充実と人材の確保

○SCの配置、相談の状況(令和5年度)

【小学校】220校のうち35校は毎月3回程度勤務できるよう配置
(残り185校は校区内の中学校より原則年間6時間の配置)

【中学校】すべての学校に配置し、週1回程度勤務

【高等学校】すべての学校に配置し、週1回程度勤務

【特別支援学校】配置はなし

相談件数：令和3年度 37,204 件、令和4年度 36,442 件、令和5年度 37,572 件

○SSWの配置、対応の状況(令和5年度)

【小学校】220校のうち30校に配置し、週2回程度勤務

(残り190校は配置校から派遣。令和5年度は113校に派遣)

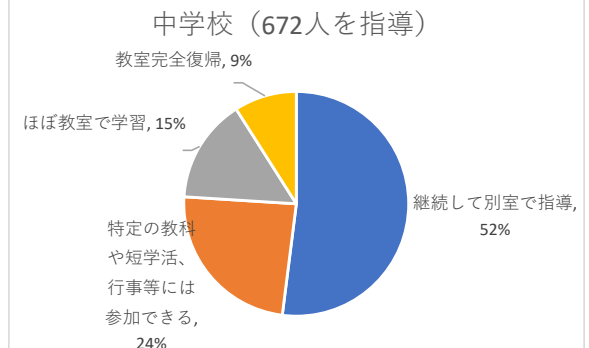
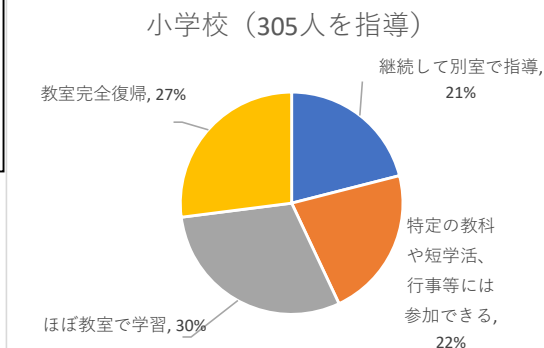
【中学校】配置小学校から派遣、令和5年度は98校中60校に派遣

【高等学校・特別支援学校】要請に応じて県から派遣、令和5年度は66校中25校に派遣

対応した児童生徒数：令和3年度 1,787 人、令和4年度 1,603 人、令和5年度 1,959 人

(2) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた支援

【表】
加配教員配置
の効果
(R1～R5の加配
配置校の状況)



(3) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実

○取組状況

【集住地域対象】国の支援事業を活用した市町への補助

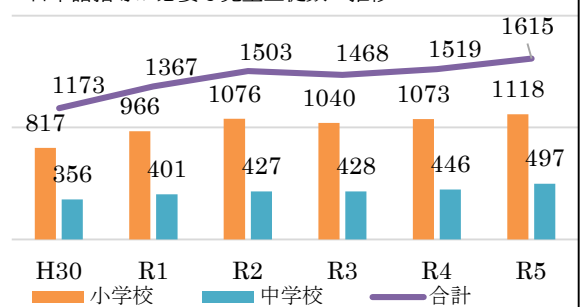
【散在地域対象】急な転入に対応する母語支援員の派遣

【全県対象】市町で雇用困難な言語の母語支援員の派遣

○課題

- ・外国人児童生徒の増加および集住化・散在化・多言語化に伴う支援の拡充
- ・日本語指導担当教員の研修等による指導力向上
- ・必要な地域での日本語初期指導教室の設置

日本語指導が必要な児童生徒数の推移



(4) 不登校児童生徒への支援を行う民間施設等に関する支援の考え方の整理

民間施設等へ通っている不登校児童生徒の状況

県内 小中学校	人数	不登校児童生徒数に対する割合	うち出席扱い
H30年度	40	2.1%	33
R1年度	72	3.5%	56
R2年度	83	3.8%	62
R3年度	133	4.6%	100
R4年度	192	5.7%	153

担当：教育委員会

教職員課 TEL 077-528-4534

幼小中教育課 児童生徒室

TEL 077-528-4668

子ども若者部

子どもの育ち学び支援課

TEL 077-528-3457

夢と生きる力を育む教育環境の整備

- 質の高い教育と様々な課題を抱える子どもたちへの対応を充実させるため、教員が心と時間にゆとりをもって子どもに関わることができる教育環境を整える。
- 教員不足が大きな課題となる中で、より優秀な人材を教員として確保するため、教職員が笑顔で働ける職場環境を実現する。

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 優秀で多様な人材の確保

- 教職員が安心して休暇・休業等の制度を利用できる職場体制を実現するための定数改善
- 勤務実態に見合った処遇を可能とする給与制度の実現
- 新たな初任者(新採教員)支援の仕組みの構築
- 副校長・教頭マネジメント支援員の配置拡充

(2) 新しい時代の学びの環境整備

- 少人数学級編制拡充のための定数改善
(中学校および高等学校における35人学級編制の実現)
- 小学校における教科担任制を一層推進するための専科教員の配置拡充
- 食育充実のための共同調理場における栄養教諭の配置基準の改善
- 学校図書館の利活用推進に向けた学校司書配置に係る地財措置の拡充

(3) 中学校部活動の地域連携・地域移行における地域の実情に応じた支援

2. 提案・要望の理由

(1) 優秀で多様な人材の確保

- 効果的で質の高い教育活動を行うためには、より優秀な人材の確保が不可欠である。そのため、教職員が安心して休暇・休業制度を利用できるよう定数を改善し、勤務実態に見合った処遇となる給与制度の実現に加え、不安を抱く初任者への人的支援の体制構築が必要である。また、働き方改革を加速させるために、多忙な状況下にある副校長・教頭の負担軽減を図るマネジメント支援員の拡充が必要である。

(2) 新しい時代の学びの環境整備

- 児童生徒に確かな学力を身に付けさせるためには、少人数学級編制とそれに伴う人員配置の拡充や、小学校高学年における専科教員の配置を一層拡充することが求められる。加えて、子どもたちの健康課題等を踏まえ食育の重要性が高まっていることから栄養教諭の配置の充実を図る必要がある。また、すべての子どもが本に親しめる滋賀まるごと「こども としょかん」の実現に向け、子どもにもっとも身近な学校図書館の機能充実を図るためには、専任の学校司書人材の全校への配置が必要である。

(3) 中学校部活動の地域連携・地域移行における地域の実情に応じた支援

- 地域連携・地域移行のための指導者等の人材や受け皿確保等に苦慮している状況である。取組推進のための財政措置と各競技団体等の関係者と連携した国レベルでの仕組みづくりの充実をお願いしたい。

(本県の取組状況と課題)

(1)優秀で多様な人材の確保

(2)新しい時代の学びの環境整備

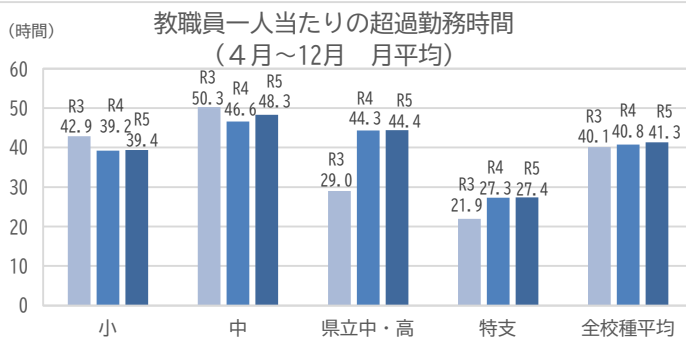
本県は、不登校やいじめ、学力、体力の向上、特別支援教育などの課題を総合的に解決するために、少人数学級編制を小中学校全学年で実施するとともに、個に応じた習熟度別学習指導の取組を進め、一定の教育効果を挙げている。しかし、教育課題は複雑化・多様化し、働き方改革を進めているものの、依然として教職員一人当たりの超過勤務時間は高止まりの状況。また、新規採用者数が増え、育休取得者も増えてきているが、補充者がなかなか見つからない状況。現状克服のためには、一層の定数改善や加配の充実を図るとともに、優秀な人材を確保していくため、勤務の実態に見合った処遇改善が求められる。

教職員が安心して休暇・休業等の制度を利用できる職場体制実現には定数改善が必要

右の定数改善例のとおり実現すると、例えば12学級規模だと担任外は6名（教頭含む）の配置となり、教員一人当たりの持ち時数（週）3時間程度が軽減

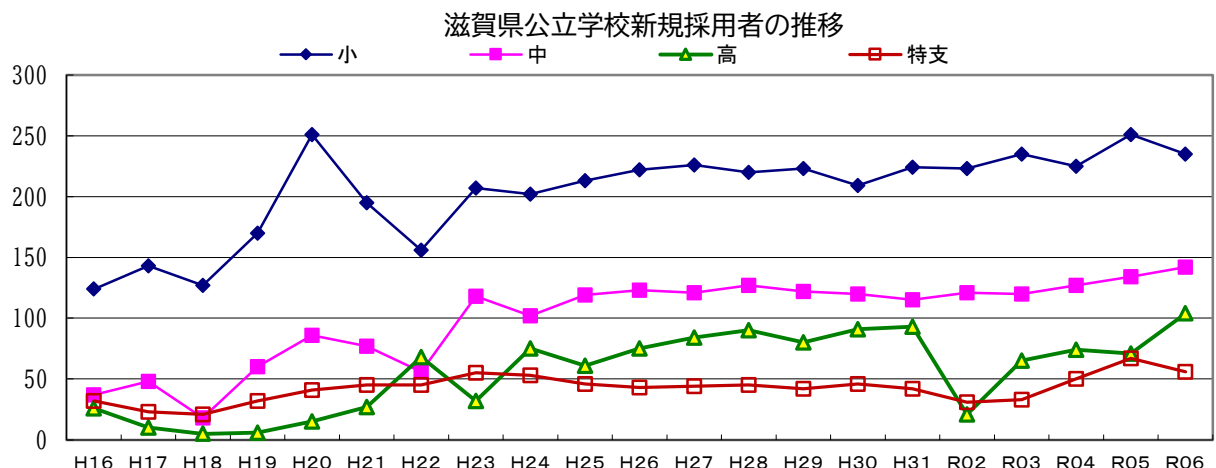
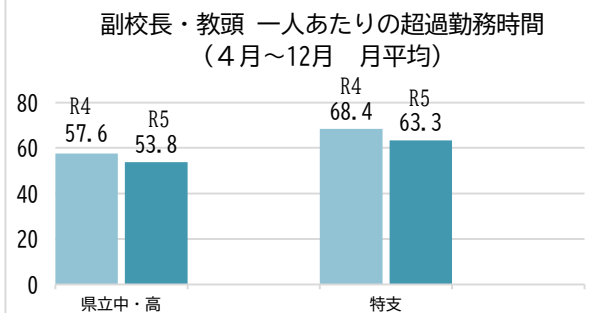
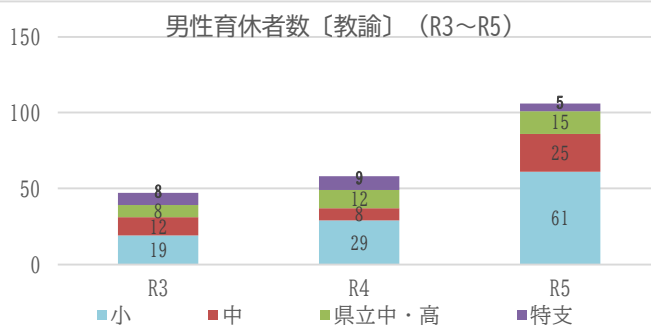
標準 学級数	1	3	5	6	7	11	14	21	30	36
	5 2	5 4	5	6	5 10	5 13	5 20	5 29	5 35	5 36
【本県配置基準】 学級担任以外の 教員数(教頭含む)	0	1	1	2	2	2	3 4	4	4	4 6
【定数改善例】 学級担任以外の 教員数(教頭含む)	0	2	3	4	5	6	7	8	9	10

勤務実態に見合った処遇改善が求められる



一例として本県教員の 勤務実態から教職調整額を試算

- 教職調整額4%の根拠
→S41年度文部省「教員勤務状況調査」の1週間の平均超過勤務時間より算出
(小中学校平均超過勤務時間約1.77時間)
- 超過勤務時間は高止まりの状況
本県公立学校における令和5年度教員一人当たりの1週間の平均時間外在校等時間＝約9.6時間



担当：教育委員会事務局教職員課 TEL 077-528-4536

GIGA スクール構想の着実な実施に向けた継続的支援

- 誰一人取り残さず、全ての児童生徒の可能性を最大限に引き出す学びを実現する
- 教育における ICT の効果的な活用について、市町に対し広域的な支援を行う

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

1人1台端末を活用した学びの充実にに向けた支援

- 子どもが常に1人1台端末を利用した学びを続けることができるよう、端末の年次ごとの設定の更新やヘルプデスクの運営に係る費用についての財政措置の継続および充実を図ること
- デジタル教科書を無償で使えるようにするための財政措置を行うこと
- デジタル教材や関連するソフトウェア、通信費についての更なる財政措置を行うこと

2. 提案・要望の理由

1人1台端末を活用した学びの充実にに向けた支援

- 基礎的・基本的な知識・技能等や、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を土台として子ども一人ひとりに応じた学習活動や、学習課題に取り組む機会を提供するため、1人1台端末環境の維持が不可欠。
- GIGA スクール運営支援センターに係る国の補助事業が令和6年度まで予定されているが、子どもの学びを止めることなく、年度末における端末のスムーズな更新作業や年間を通じたヘルプデスク運営についてその後も支援体制の維持が必要。
- 1人1台端末を更に効果的に活用し、学びの質を向上できるよう、デジタル教科書やデジタル教材等を導入するための財政支援が必要。
- 活用の幅を広げるため、通信費等のランニングコストについても更なる財政支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

条例および推進計画の策定

- 滋賀県では、議員提案により令和3年度に「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」を策定し令和4年4月1日より施行。
- 条例に基づき、滋賀県教育委員会では、令和4年度に滋賀県独自の学校教育の情報化推進に向けた計画（滋賀県学校教育情報化推進計画）を策定。3年間の期間で、以下の基本方針のもと、目標達成に向け、ICTを活用した教育の推進に全県的に取り組んでいるところ。

○基本方針

○数値目標（目標は令和7年度末の目標値）

目 的	次代の社会を担う児童生徒の生きる力を育む学びの実現	項 目	現 状	目 標
施策の柱 および 施策の目標	I.〔児童生徒〕 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成 ICTの活用により、児童生徒の情報活用能力等の資質・能力を高める	前年度にICT機器を活用した授業を 1クラス当たりほぼ毎日行った割合（全国学力・学習状況調査）	小 67.6%（R4） 中 65.7%（R4） 高 未調査 特 未調査	小 100.0% 中 100.0% 高 100.0% 特 100.0%
	II.〔教職員〕 教職員のICT活用指導力の向上 教職員のICT活用指導力の向上や意識改革、技術的支援により指導体制の強化を図る	授業にICTを活用して指導できる教員の割合（「[できる]」や「やである」の割合）（学校における教育の情報化の実態等に関する調査）	小 74.4%（R3） 中 69.5%（R3） 高 65.4%（R3） 特 58.9%（R3）	小 90.0% 中 90.0% 高 90.0% 特 80.0%
	III.〔環境〕 ICTを活用するための環境の整備 端末やネットワーク環境等の学校ICT環境の整備を一層推進する	情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる 教員の割合（「[できる]」や「やである」の割合） （学校における教育の情報化の実態等に関する調査）	小 88.3%（R3） 中 82.8%（R3） 高 82.5%（R3） 特 67.9%（R3）	小 95.0% 中 95.0% 高 95.0% 特 90.0%
	IV.〔体制・校務〕 ICT推進体制の整備と人材の確保 ICTを活用した校務の効率化や働き方改革を推進する			

1人1台端末を活用した学びの充実にに向けた支援

（1）GIGA スクール運営支援センターの設置およびヘルプデスクの設置

- 県内のGIGAスクール運営支援センター設置状況の状況（令和6年度）
 - ・市町が単独で支援センターを設置 13市町（県内19市町中）
 - ・支援センターを設置している市町の内、ヘルプデスクの運営およびサポート対応を業務委託している市町 12市町
- ICTを活用した学び力向上推進会議（対象：市町教育委員会の担当者）
 - ・全19市町参加の連携会議を定期的に行う（令和5年度は3回）
 - ⇒ 研修や情報共有を通して知見を深めるとともに、連携型支援センターの機能拡充、連携範囲の拡大を目指す。

（2）デジタルドリル教材の活用

- 県内ほぼ全ての市町立小中学校で、デジタルドリル教材を活用。
- 児童生徒1人につき、年額1千円～2千円程度の使用料が必要で、その経費は、市町または家庭が負担している。

担当：教育委員会事務局幼小中教育課学び力向上係 TEL：077-528-4662

医療的ケア児等に対する支援の推進

- 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療的ケア児とその家族を支える体制づくりを進める

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 医療機関での取組が進むよう医療型短期入所の報酬額の増額を図ること
- ナーシングホーム※¹等の空床活用ができるよう指定短期入所の基準緩和を図ること

※1：医療的ケアを行うための看護師が24時間365日常駐するとともに、入居者に対し日常的な介護サービスの提供を行う有料老人ホーム

2. 提案・要望の理由

医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 医療型短期入所の報酬と医療機関が入院として受け入れた場合の報酬に格差が生じているため、医療型短期入所の開設が進まない。
(参考：入院診療報酬4. 2万円/日 医療型短期入所報酬 3. 2万円/日)
- 障害福祉分野以外で共生型短期入所の事業を行うことができるのは介護保険サービスの短期入所と指定小規模多機能型居宅介護※²事業者のみであり、医療的ケアが可能な地域資源を十分に活用できていない。

※2：通い、訪問、宿泊を組み合わせながら、入浴、排せつ、食事などの介護サービスを提供する。

(本県の取組状況と課題)

医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 県内における医療型短期入所施設は、びわこ学園(草津 15 床・野洲 13 床)、紫香楽病院(2 床)のみ。地域偏在(県南部に偏り)があるため、送迎にかかる県北部の保護者の負担が大きい。

- 医療的ケア児者対応事業所開設促進事業(R4～)

県内の医療的ケア児者に対応できる医療型短期入所事業所や重症心身障害児通所支援事業所の増設のため、新規法人に対する事業提案や医療的ケアの講習会等を実施し、開設までのアフターフォローを実施。

- 増加した医療型短期入所:3か所(うち日中支援のみ:2か所)〔R6.3 月末時点〕

- 令和5年度医ケア実態調査(概要)

- ①対象者:県内に在住し、在宅で生活する医療的ケア児者または重症心身障害児者
- ②調査期間:令和5年9月下旬～令和6年3月 31 日
- ③回答数:405 件(令和 6 年 1 月 31 日時点)
- ④医療的ケアまたは重症心身障害のある人数:348 人
- ⑤レスパイトのニーズ:287 人(82.5%:⑤/④)

利用している		194 人
利用していない	希望するが利用できず	93 人
	利用を検討している	
	(理由について)回答無し	
利用を考えていない		61 人

- 医療型短期入所受入促進モデル事業(R6～)

県北部をモデル圏域として、病院等が医療型短期入所として、医療的ケア児等を受け入れた場合に体制整備に必要な経費の一部を補助する。

また、医療的ケア児等の受入先の裾野を広げていくため、医療型特定短期入所^{※3}における入浴支援や医療的ケアの対応が可能な福祉型短期入所に対しても体制整備に必要な経費の一部を補助する。

※3:宿泊を伴わない短期入所サービス

担当：健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係
TEL：077－528－3544
担当：病院事業庁経営管理課経営改革推進室
TEL：077－582－5106



特別支援教育の充実

- 個々に応じた学びを大切にしつつ、障害のある子どもとない子どもが「地域で共に学び合う」仕組みづくりを進めるため、副籍（副次的な学籍）制度の充実を図る。
- 特別支援学校における児童生徒数の増加に対応するとともに、医療的ケア児など、児童生徒に応じた支援を提供し、充実した学びを得られる教育環境を整える。

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) インクルーシブ教育システムの構築に向けた副籍制度の推進

- 副籍（副次的な学籍）制度を進めるための教員配置の拡充
 - ・特別支援学校と小学校の双方に学籍を置いて学ぶ副籍制度の推進のため、在籍校と副籍校との学習内容等の調整や助言を行う特別支援教育コーディネーターの加配

(2) 特別支援学校に通う児童生徒の通学支援の充実

- 医療的ケアが必要な児童生徒の通学に係る保護者支援のための補助制度の拡充
 - ・医療的ケア児の通学に要する保護者の負担軽減のための支援の充実に向け、教育支援体制整備事業費補助金（医療的ケア看護職員配置事業）の補助率の引き上げ
- スクールバスの交付税措置の拡充
 - ・特別支援学校におけるスクールバスの安定した運行体制の維持を図るべく、基準財政需要額の単位費用の見直しによる交付税措置の拡充

(3) 特別支援学校における教育環境の整備

- 施設整備に対する補助制度の拡充
 - ・特別支援学校の教育環境の改善に資する施設整備の推進を図るべく、補助金算定の基礎となる建築単価の見直しによる補助制度の拡充

2. 提案・要望の理由

- (1) ○ 本県では、令和4年度から副籍制度を創設したが、個々の教育的ニーズに応じた適切な指導を行うため、交流授業の内容や環境整備など、きめ細かな副籍校との調整を行う必要があり、コーディネーター役を担う教員の配置が不可欠。
- (2) ○ 本県では、スクールバスに乗車できない医療的ケア児の登下校時に、介護タクシー等に看護師が同乗して送迎を行う支援事業を実施しているが、保護者から利用回数の拡大を求める声が強く、医ケア法の目的である家族の離職を防止する観点からも、制度の拡充を図れるよう補助率の引き上げが必要。
 - 特別支援学校の児童生徒数の増加に伴うスクールバスの運行台数や必要経費の増加に加え、運転者不足の解消等に向けたバス運賃の見直しを踏まえ、普通交付税の基準財政需要額の単位費用の見直しが必要。
- (3) ○ 特別支援学校の大規模化・狭隘化が進み、教育環境の課題の解消を図る必要があるが、特別支援学校の「設置基準」を踏まえた施設整備を着実に進められるよう建築単価を見直し、物価高騰による市場の実勢価格の反映が必要。

(本県の取組状況と課題)

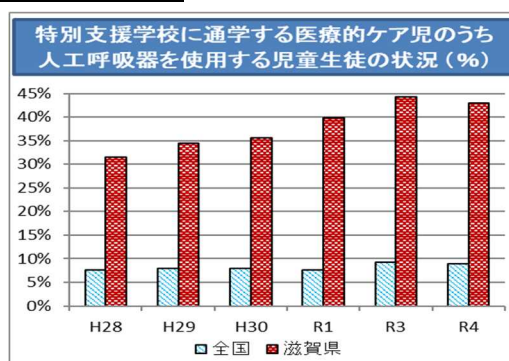
(1) 副籍（副次的な学籍）制度の状況

- 今後も副籍希望者の増加が見込まれ、制度推進に向けた担当教員の業務時間確保が課題となっている。なお、小学校に籍を置きながら、専門性の高い特別支援教育を受けることへの期待も強く、小学校への教員配置の拡充も必要である。

副籍の実施状況	県立特別支援学校から 小学校への副籍			市町立小学校から 特別支援学校への副籍			【副籍担当教員の役割】 ・学習内容にかかる指導助言 ・副籍校における交流授業や事前・事後 指導などの活動内容に対する助言 ・副籍に関する保護者の相談窓口 ・副籍校との窓口業務 等
	R4	R5	増減	R4	R5	増減	
実施率	26.7%	34.8%	8.1%	47.2%	53.8%	6.6%	
副籍希望者	205	273	68	17	21	4	
副籍対象者	767	784	17	36	39	3	

(2)① 医療的ケア児の通学に係る保護者支援の状況

- 特別支援学校において、人工呼吸器を使用する児童生徒の割合が増加しており、本県では、学校に通学している割合が特に高い。毎日の通学に係る保護者送迎の負担軽減を求める声を受け、令和2年度から制度化したが、現在は年間12回（片道）の実施に留まっており、年間約200日通学するのに少なすぎるという声も多く、制度の拡充が求められている。



(2)② スクールバスの交付税措置の状況

- 児童生徒数の増加に伴い、スクールバスの運行台数や燃料費等の費用が増加しているが、普通交付税の基準財政需要額の特別支援学校費に算定される経費は、実際の費用（＝本県の予算額）から乖離がある。

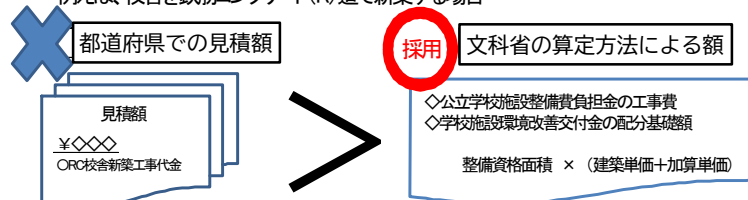
（単位：千円）

	単位費用 (1学級あたり)	本県交付税 R5 算入額(A)	滋賀県 R5 予算額(B)	乖離額 (A-B)
スクールバス購入費等 (運行経費を含む)	332	151,060	513,361	▲ 362,301

(3) 本県の教育環境整備の方針と施設整備に係る補助制度

- 本県では、令和5年度の県立特別支援学校の在籍者数が過去最高の2,327名となり、学校の大規模化・狭隘化に伴う課題の解消を図るため、特別支援学校1校の分離新設と既存校の校舎増築を実施する方針を示したところ。

例えば、校舎を鉄筋コンクリート(R)造で新築する場合・・・



着実な施設整備の推進のため、建築単価を見直し、市場の実勢価格を反映した費用に対して補助することが必要。

- 今後、用地取得や施設整備等を進める必要があるが、施設整備の補助金の算定において、実際の費用との乖離が大きく、交付額が少ない。
 - ・文部科学省の令和5年度建築単価 281,200円/㎡（特別支援学校・R造）
 - ・本県での実績（草津養護学校増築・R造）事業費568百万円のうち国庫168百万円（30%）
 実際の工事単価 417,361円/㎡ > 建築単価 281,200円/㎡

担当：教育委員会事務局 教育総務課 TEL 077-528-4516、特別支援教育課 TEL 077-528-4643

全国一律の子どもの医療費助成制度の創設

- 子育て世帯の経済的負担の軽減により、子どもの保健の向上と子どもを産み育てやすい社会の実現を図る。

【提案・要望先】こども家庭庁、厚生労働省

1. 提案・要望内容

国による全国一律の子どもの福祉医療費助成制度の創設

- 全ての子どもが、全国のどこに住んでも安心して必要な医療が受けられるよう、子どもの医療費に関する全国一律の福祉医療費助成制度を創設

2. 提案・要望の理由

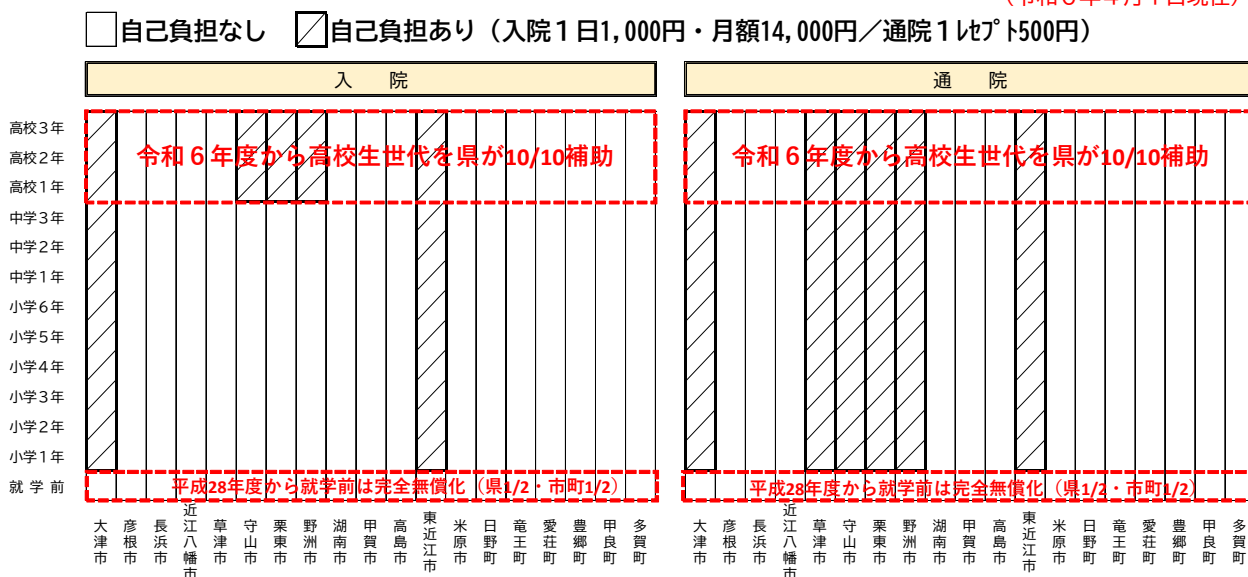
- 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者からの要望が多く、また、次世代育成支援の一環として重要な制度であり、実施主体の県内市町は制度の創設を要望。
- 高校生世代以下にかかる国民健康保険国庫負担の減額調整措置は令和6年4月1日から廃止されることになったが、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設については措置されず。
- 国を挙げて、子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世帯の経済的負担を軽減することによって、子どもが医療機関を受診しやすくする環境を築くための重要な施策であり、本来は国の責任で行われるべきこと。
- 同じ医療を受けても居住地や住所地によって自己負担に差があるため、全国の全ての子どもがどこに住んでいても安心して必要な医療を受けられるという観点から、全国一律の負担軽減措置が必要。
- また、医療費自己負担分に対する地方単独公費助成において、国では、マイナンバーカードを活用した現物給付化の方針が示されているところであり、今後、効率的なシステム化を図る上でも国で統一した医療費助成制度の創設を検討すること。

(本県の取組状況と課題)

- 県では平成 28 年4月から、乳幼児福祉医療費助成制度に係る所得制限および自己負担の撤廃による完全無料化を実施。
- 市町では独自事業として、小学校入学以降の児童・生徒に対する助成制度を拡充してきたが、財政事情や政策的な要素等から、対象年齢、自己負担金等の制度内容が異なる状況が発生。
- 令和6年4月から、県が高校生世代を助成することで、市町との連携した取組により、県内のどこに住んでいても0歳から 18 歳まで医療サービスを受けられる仕組みを構築したが、多額の財政負担が課題。

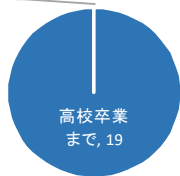
県内市町における子ども医療費助成制度の実施状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

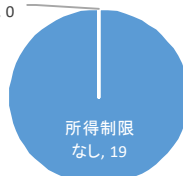


<入院に対する助成の実施状況(R6.4.1現在)> (単位:市町数)

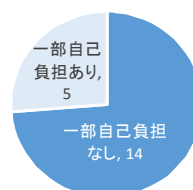
【対象年齢】
中学校卒業
まで, 0



【所得制限】
所得制限
あり, 0

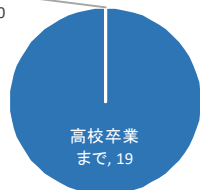


【一部自己負担】

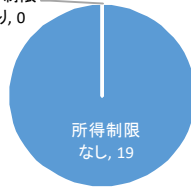


<通院に対する助成の実施状況(R6.4.1現在)> (単位:市町数)

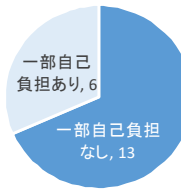
【対象年齢】
中学校卒業
まで, 0



【所得制限】
所得制限
あり, 0



【一部自己負担】



担当: 子ども若者部子育て支援課子育て支援係
TEL 077-528-3552

実効性ある子ども施策の展開

- 子ども・子育て政策について、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業を組み合わせることにより、効果的な展開を図る。

【提案・要望先】 こども家庭庁

1. 提案・要望内容

地方の実情に応じた子ども・若者政策の推進のための財政措置の拡充

- 地方の創意工夫が活かせる交付金や基金などの創設や地方財政措置の拡充

2. 提案・要望の理由

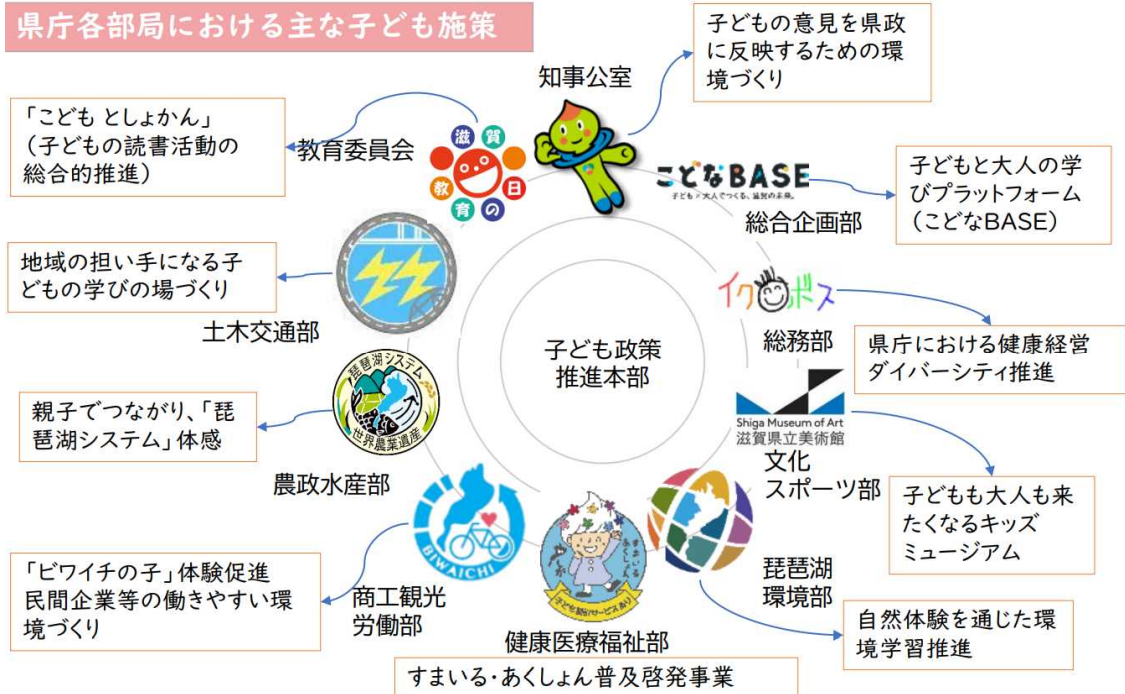
- 子ども・若者政策の実効性を十分確保するためには、国と地方が適切に役割分担し、車の両輪となって推進していくことが重要。
- 国における子ども政策については、令和5年12月にこども未来戦略が取りまとめられ、こども・子育て支援加速化プランにより予算規模が大きく拡大されたところであるが、子ども・子育て支援施策は、子どもの遊び場や安全な生活環境等の整備など、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることによって効果的なものとなることから、地方の創意工夫が活かせるよう、地方財政措置を含め、自由度の高い十分な地方財源の確保が必要。
- 本県では、子ども・若者政策は児童福祉や教育、保健医療など多岐にわたることから、令和4年度に滋賀県子ども・若者基金を設置し、全庁を挙げてきめ細やかな取組を進めているところ。
- また、令和6年度からは、具体的な施策を幅広く担う市町に対しても、地域の事情に応じて柔軟に活用できる新たな交付金制度を創設したところ。
- 国においても地方の実情に応じた子ども・若者政策の推進のため、地域の事情に応じて柔軟に活用できる交付金や基金などの創設や地方財政措置の拡充が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 滋賀県子ども・若者基金の取組

令和4年度に設置した子ども・若者基金(20億円を積み立て)を活用し、県庁全体で子ども施策に集中的に取り組んでいる。

県庁各部局における主な子ども施策



令和6年度 子ども・若者基金充当事業 **59事業、374,002千円**(事業費ベース)

(2) 子ども・子育て施策推進交付金の創設

市町の子ども・子育て施策の充実を図ることを目的に自由度の高い交付金を創設することにより、県と市町が連携して「子どもを真ん中におき、子どもを安心して産み育てることができる滋賀県」を目指す。

子ども・子育て施策推進交付金の概要

- 交付金規模：4億円／年、6年間(R6～R11)
- 補助率：1/2
- 交付金配分額算定方法：
18歳未満の人口割合で配分
(人口減少の市町への加算あり)



福祉や教育に限らず、様々な分野で活用可能

交付金対象事業

(1)～(3)の全てを満たすもの

(1)新規事業として実施するもの

※既存事業であっても政策的判断により拡大した部分については充当中

(2)事業年度にとどまらず効果が見込まれるものまたは本制度の終了後は他の財源での実施を想定するもの

(3)子ども・子育て施策の充実に寄与し、効果が見込まれるもの

○市町の取組事例

- ・妊婦健康診査の助成額の拡充
- ・学校での子どもの見守り人員の配置
- ・子どもの居場所となる公園の整備
- ・文化芸術の体験活動の機会提供

担当：子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課
企画調整係 TEL 077-528-3565



オンラインを上手に
活かそう



感染症を正しく知って
行動しよう



今の気持ちを伝えよう



わくわく感動する
気持ちを持とう



自分も周りの人も大切に



身体を動かして
しっかり遊ぼう



頼れる人や場所を見つけよう



しがCO₂
ネットゼロ
ムーブメント



Mother Lake
Goals

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

滋賀県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。